

一 般 質 問

令和3年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	12番 原 憲三	庁舎や避難所の非常用電源等の確保は
2	8番 加藤 久美	人口減少に対する政策をどう実践するのか
3	7番 尾尻 孝和	(1)就学援助の活用を広げるために (2)補聴器助成制度の導入に向け、検討の考えは
4	1番 石渡 正次	(1) 避難行動要支援者登録制度の動向は (2) テレワーク環境の充実で人口増や活性化を
5	3番 多田 勲	脱炭素化社会の推進を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 庁舎や避難所の非常用電源等の確保は	12番 原 憲三
<p> 昨年、災害時の住民支援や復旧活動の拠点となる自治体庁舎の災害に対する備えが課題となっています。新聞報道によると、自治体庁舎の非常用電源が、災害時の人命救助で重要とされる、3日間72時間以上稼働できるのは、県内で、県及び13市町と全体の4割にとどまるそうです。本町は、その調査で24時間未満と回答しています。令和3年2月に消防庁から発表された「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」で、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい」との内閣府の見解と取り上げ、非常用電源の整備や機能強化を求めています。 </p> <p> 非常用電源の確保は、避難所に不可欠であることから質問します。 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本庁舎の非常用電源を、長期稼働可能にする取り組みは。 2、広域避難所となる小中学校には、非常用電源として太陽光発電システムが整備されたが、避難所運営に耐える電力を確保しているか。また、境コミュニティセンターや中央公園の電源確保状況は。 3、災害時は自主防災会の拠点となり、自治会避難所となる自治会館の非常用電源の設置状況の把握と支援を拡充する考えは。 4、本庁舎周辺は比較的軟弱地盤と言われる。基礎や基礎杭等から見た耐震等の状況を把握し、対応すべきでは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p> 近年では地球温暖化の影響で台風の大規模化や集中豪雨が増加するなど各地で大きな被害が発生し、それに伴う停電が長期化する事態も発生しております。災害対応においては活動拠点となる役場庁舎の機能確保や避難所を運営する上で、電源の確保は必要不可欠なことから、非常用電源設備等を整備し、防災力の強化を図っております。 </p> <p> 1点目については、業務継続性確保のための非常用電源は、災害時等において最低限必要な行政機能を維持するため、ディーゼル軽油を使用燃料とする非常用自家発電設備を平成24年に設置いたしました。 </p> <p> 議員のご質問にありますように、国は、非常用電源の稼働時間について、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」としています。本町において、この稼働時間を確保するためには、新たに2,000リットル以上の軽油を備蓄する必要があります。庁舎敷地において消防法等の関係法令に適合した燃料備蓄設備の建設が可能であったとしても、軽油の使用推奨期間は、適切に保存した場合でも保存開始後6か月とされていますので、多量の軽油を備蓄することは、経済的に課題がある状況です。 </p> <p> このことから、非常用自家発電設備の設置時に、町内の燃料販売事業者と「災害時における燃料の供給協力に関する協定」を締結し、災害時には優先的に燃料の供給を受ける対応としておりますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、現在は県が締結している県石油業協同組合との「災害時の燃料の優先供給に関する協定」により複数の燃料販売事業者からも燃料の供給が受けられる体制になっています。 </p> <p> 2点目については、小中学校の非常用電源は、平成25年度から県の補助事業を活用し、太陽光発電設備と連携した蓄電設備を整備しています。設備の容量については避難所の規模や避難者数を基に整備しており、通常であれば避難所を運営する上で必要な照明や通信設備等の使用が可能なものと考えておりますが、天候に左右される設備のため十分に確保出来ないことも想定し、発電機も合わせて整備をしております。 </p> <p> また、境コミュニティセンターについては、既存の非常用発電機による電源確保に加え、令和2年度に新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金を活用し、付属の太陽光パネルで充電できる可搬型蓄電池2基5kWhを整備し、拡充を図っています。中央公園については一時的な避難場所とする指定緊急避難場所の位置付けとなっており、夜間の避難も想定されることから停電時にも多目的広場に避難誘導ができるようにソーラー充電式の照明設備を設置しております。 </p> <p> 3点目については、各自主防災会は災害時に自治会館において地域の災害活動拠点として活動できるように町の防災資機材購入補助事業を活用し、非常用電源を含む必要な防災備品の整備を行っています。また、それらの防災備品を適切に管理・活用するために、備品台帳の更新や防災資機材の点検結果などを町とも共有させていただいております。 </p> <p> 自治会館の非常用電源の確保については、ほぼ全ての自主防災会で非常用発電機等の整備がされており、今後、既存設備の更新や設備の拡充についても現行の補助事業を継続していくことで支援していきたいと考えています。 </p> <p> 4点目については、庁舎は、現在の耐震基準以前の旧建築基準法で設計された建築物であることから、平成17年に耐震診断を実施し、その結果を受けて、耐震補強設計を平成18年に、その工事を平成19年に実施いたしました。 </p> <p> 耐震診断、また耐震補強設計については、建築物の基礎部分を含めて耐震性能を評価し、必要な工事を行っていることから、必要な耐震力は保持されているものと考えておりますので、ご質問にあります状況把握を改めて行う予定はありませんので、ご理解いただきたいと存じます。 </p>	

<p>【問】 2 人口減少に対する政策をどう実践するのか</p>	<p>8番 加藤 久美</p>
<p>全国的にも人口減少が進む中、2021年5月1日中井町の人口は9,155人となり、本町における人口減少・少子高齢化も急加速しています。町では平成28年3月に人口動向を分析し、将来の人口展望を示した人口ビジョンを策定しましたが、ここに掲げた目標と実態に乖離が生じたことから、令和3年3月に改訂版が示されました。人口推計のシミュレーション結果から、5年ごとの人口減少は顕著であり、現状のまま人口が減り続ければ、2年後の町の人口は8千人台となることが予測されます。分析から、人口減少抑制のため効果的なのは、出生率の上昇、転出抑制と転入推進であることも示されており、今まで以上の取り組みと対策が求められていることがわかります。これを踏まえ、令和3年度から、第二次中井町総合戦略が始まりますが、人口減少の歯止めとなる、より実践的で効果的な内容である必要があります。そこで5年後、10年後に向け取り組むべきいくつかの具体策を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、出生率を上げるための具体的施策は。 2、生産年齢人口の転出抑制を図るための具体策は。 3、転入推進への取り組みは。 4、学校教育など、子育て環境の更なる充実を図るための具体策は。 5、交通の利便性を図るための考えと取り組みは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>国全体として人口減少、少子高齢化が進む中、人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特長を活かした自立的で持続的な社会を創生することを国、地方公共団体が丸となって目指す地方創生の取組が進められています。</p> <p>本町の地方創生の取組は、平成27年度から令和2年度の6年間で第一次中井町総合戦略の実施期間として、「里都まちなかい魅力創生プロジェクト」などに取り組み、交流人口の増加や新規企業者の創出などの個別目標は達成したものの、これに比例した人口減少の抑制には至っていない状況です。</p> <p>令和3年度以降の取組につきましては、第一次の取組を検証し、人口ビジョンを見直しのうえ策定した第二次中井町総合戦略を第六次中井町総合計画後期基本計画の重点プランに位置付け、後期基本計画と総合戦略を一本化して、令和3年度から令和7年度の5年間の目標や方向性を定めたところです。</p> <p>1点目から4点目にあります具体策につきましては、これまでも取り組んでまいりました「里都まち♥なかいネウボラ」をはじめとした切れ目のない子育て・子育て支援や三世同居等推進事業補助などの移住定住施策に引き続き取り組み、充実を図ること、安心して子どもを産み育てられる環境の確保を目指して、近隣市町と連携した医療体制の充実を進めることに加え、学校教育に関しましては、今年度からICT端末の効果的な活用による学習環境や授業の充実、新たな取組として学力検定に係る受験料の補助に取り組んでまいります。</p> <p>また、重点プランの個別目標にも掲げました小学生の学校給食費全額補助を実現していくことなどで合計特殊出生率の上昇、転入促進、転出抑制に取り組んでまいります。</p> <p>5点目につきましては、路線バスの維持や利便性向上などをバス事業者に働きかけていくとともに、生活交通サービスの拡充を促進してまいります。</p> <p>オンデマンドバスにつきましては、運行から10年目を迎える令和4年度には新たな運行方法の方向性を決定できるように、現在、運行事業者と協議を進めているところです。車両の更新に加えて利便性の向上を目指して取り組んでまいります。</p> <p>また、福祉有償運送などにつきましても、関係機関と連携しながら町全体の移動手段の確保に努めてまいります。</p> <p>いずれにいたしましても、第六次中井町総合計画後期基本計画に掲げる施策を全体的に推進していくことで、人口減少を受け入れながらも活力ある持続可能なまちづくりを目指してまいりますのでご理解いただきたいと思います。</p>	
<p>【問】 3 (1) 就学援助の活用を広げるために</p>	<p>7番 尾尻 孝和</p>
<p>中井町の就学援助対象者基準は、2015年度から生活保護の要保護基準の1.5倍となり、それまでの1.3倍から引き上げられるなど、制度の充実がはかられてきました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、中井町での就学援助利用人数は、2015年度の46名から2019年度の97名と、5年間で2.1倍となり、児童・生徒の総人数に対する利用人数の割合も、2015年度の6%から2019年度の15%へと9ポイント増加しています。この増加について、どのように分析、認識されているか。 2、就学援助利用者の所得基準として、父母と子ども1人の3人家族で年間所得360万円、父母と子供2人の4人家族で年間所得410万円など、具体的な目安が示されています。示されている年間所得基準に該当する世帯は、小中学生のいる世帯の総数に対し、どの程度の割合と認識されているか。 この割合と現実の利用割合15%とのギャップの要因をどのように認識され、世帯の所得基準以下の児童・生徒がもれなく利用するためにどのような手立てが必要と考えているか。 3、中井町の就学援助制度をさらに拡充するため、検討されていることは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>(町長答弁)</p> <p>本町では、時代をひらき、未来を生き抜く中井っ子の育成に向け、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体からなる「生きる力」を育む教育を進めております。また、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、援助を行うことで、児童・生徒の就学支援を図っているところであります。</p> <p>では、1問目の詳細につきましては、教育長より後ほど答弁させていただきます。</p>	

(教育長答弁)

それでは、私からお答えいたします。

まず1点目のご質問ですが、本町の児童・生徒数は、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)の5年間で、約100名減少しております。その反面、就学援助の認定者数は、その間で約50名程度増加し、令和元年度の認定率は、児童・生徒の総数に対して15%程度を占め、平成27年度と比較しても、9ポイント上昇している状況でした。この5年間において、生活保護世帯の申請はほとんどありませんでしたが、生活保護世帯に準じた世帯に対して就学援助制度の周知がしっかりと図られたことが、認定率の上昇につながったものと認識しております。

次に、2点目のご質問ですが、就学援助の申請手続きにあたって、児童・生徒の保護者に分かりやすく本制度を理解していただけるよう、対象となりうる就学援助の所得基準を保護者通知において表示しております。この所得基準の目安を示した世帯が、全児童・生徒の世帯数に対して、どの程度占められているかについては、あくまで申請行為に基づいて、当該世帯の所得状況を審査することから、把握することはできません。従って、認定された実績の割合15%との差を提示することができない状況にありますのでご理解賜りたいと思います。

続いて、3点目のご質問ですが、中井町では、準要保護世帯の所得基準を生活保護世帯の所得基準の1.5倍に設定しております。令和2年7月に文部科学省が行った就学援助実施状況調査の結果では、1.4倍以上に設定している自治体の割合はおよそ10%となっており、中井町は全国的に見ても高い基準に設定しております。従って、本町においては、就学援助制度が充実しているものと認識しておりますので、引き続き、現行の制度で実施していきたいと考えております。

今後も就学援助制度について、小・中学校を通じて保護者あてに通知を发出したり、町広報紙や教育委員会ホームページを活用したりすることにより、周知の徹底を図ってまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

【問】3 (2)補聴器助成制度の導入に向け、検討の考えは

7番 尾尻 孝和

難聴になると、外出がおっくうになるし、会話に入っていけないという人がたくさんおられます。耳の不自由な人にとって、補聴器は社会参加の必需品で、認知症の防止にも有効であることがわかっています。

しかし、補聴器は30万円、40万円といった高額のもが多く、医師から勧められ必要だとわかって、つい購入を控えてしまう方もいます。

国の制度として、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度がありますが、この制度は、障害者手帳を交付される、聴力が70デシベル以上の重度・高度の方に限っています。軽度・中等度の難聴者は対象外です。

国の制度から外れた中等度の難聴者を対象にした補聴器助成制度を中井町として導入する。そのための検討を開始する考えは。

【町長答】

本町では、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援、ライフステージを通じた生涯支援を行い、共に暮らす地域社会の実現をめざしています。また、高齢者施策において認知症に係る普及啓発をはじめ、予防から早期発見・早期対応など総合的な施策を推進していくこととしています。

議員のご質問にあるように、難聴を起因とした閉じこもりや意欲の低下は生活の質の低下につながる課題であると認識しています。

障がいのある方が、障がいのない方と同じように地域で自立した生活を送るノーマライゼーションの考え方に基づき、ライフステージに合わせた支援の必要性については認識しているところです。

日本の補聴器使用率が欧米諸外国と比べて大きく下回っている現状を踏まえると、国の障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度が国民の1割以上に当たる難聴者に対して十分手当しきれていない現状に主たる原因があると考えます。

神奈川県の独自の取り組みとしては、障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児について、軽度・中等度難聴児補聴器購入補助制度がありますが、18歳以上の軽度・中度の難聴者については、補助対象とされていないのが実情です。

難聴により生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸など、全世代を対象とした国の補助制度の拡充、また新たな制度創設を求めていくことがまずは必要であると考え、様々な機会、場面を通じて国・県に対し要望活動をしてまいりますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

【問】4 (1)避難行動要支援者登録制度の動向は

1番 石波 正次

避難行動要支援者登録制度とは、災害が発生した時に支援が必要な障がい者や高齢者が、本人が同意のもとに登録し、地域の方が避難等の手助けを支援する制度のことです。しかし、町民は要支援者の存在を知らない、知っているけど対応の仕方が分からない、家族がいるので、自分たちが避難するので精一杯等、反応は実に様々です。このような状況からすると、災害時に支援されることなく見捨てられてしまう人も出てくるのではないかと懸念されます。自治会に入会している人は同じ組の中で支援してもらえと思われそうですが、入会していない人たちの中には、面識や普段からの付き合いがないなどから、周りの人たちから支援してもらえない懸念があります。そこで、質問をします。

1、町では、要支援者が置かれている各自治会の実態を、どのような場で把握しているか。

2、町では、個人情報として要支援者の情報を積極的に公開していないが、要支援者の個人情報の共有手段をどのように考えているか。

3、要支援者、自治会長、民生児童委員の3者がどのように関連することが大切であると捉えているか。個別計画策定や日頃からの自治会内での共有なども必要ではないか。

【町長答】

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者につきましては、災害対策基本法により市町村に名簿作成が義務付けられており、担当課において毎年更新を行っているところです。令和2年7月末現在、本町では361人が名簿に

登載されており、このうち対象者本人から同意を得た171人分について、自主防災会や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者へ名簿情報を提供し、防災訓練や日頃の見守りなどの支援活動に活用していただいているところであります。

また、災害発生時や発生のおそれがある場合には、要支援者の生命や身体を守るため、同意をされていない方の名簿情報も避難支援関係者へ提供するものです。

避難行動要支援者名簿につきましては、自治会長会議の場などを通じて名簿の取り扱いや活用についてのご説明をさせていただいているところでありますが、自治会の規模や普段の活動状況などから要支援者の支援体制づくりの取り組みは様々であることから、地域の実情に応じた取り組みへのご協力をお願いしており、事情により自治会に加入していない要支援者につきましても、地域の隣人であり支援の対象であることに変わりはありませんので、可能な範囲内での支援をお願いしております。

災害時には行政が可能な限り公的支援を行います。公助だけでは限界があり、災害を乗り越えるためには自分でできることは可能な限り行う自助とともに、地域や隣近所の助け合いである共助・互助が大切であります。

要支援者と自主防災会などの避難支援関係者と近隣住民とが、日ごろから顔の見える関係づくりに努めていただき、避難についての話し合いをしていただくなどの取り組みが重要であると考えており、今後も様々な場を通じて制度への理解と協力を依頼してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】 4(2) テレワーク環境の充実で人口増や活性化を

1番 石渡 正次

私たちの住む中井町は、豊かな自然が残っているだけでなく、年間を通し、町内の各所で心を癒してくれる催しが開催されています。反面、最寄りの駅まではバス通勤等を強いられ、交通面で不便を感じている町民が少なくありません。そのため、首都圏に近い立地にもかかわらず、流出人口が流入人口を上回り、年々、人口が減少しています。

今、世の中ではコロナ禍により、テレワークなど多様な勤務形態が求められています。これらの勤務形態と先に述べた中井町の特色が適切に融合することによって、人口の増加や町の活性化を図ることができるのではないかと考えています。そこで、質問します。

1、首都圏からの人の流出が始まり、神奈川県西部にも及ぼうとしている。この人の動きを町はどのように捉えているか。

2、改善センターと井ノ口公民館は、テレワークのために研修室を貸し出す意向だが、境コミュニティーセンターのほうが中井の特性を活かせるのでは。

3、今後、テレワーク等による勤務形態が次々と生活の中に定着していくことは明確である。庁内のテレワーク環境の進捗状況は。また、中井町の人口増や活性化を鑑み、テレワーク環境の充実を考えては。

【町長答】

テレワークは、新型コロナウイルスの感染の拡大・長期化による国の緊急事態宣言の発出に伴う出勤による感染リスクを低減するための出勤者7割減の要請により、大企業を中心に取組が進んでいるところです。

1点目につきましては、コロナ禍による新しい生活様式の一つとして、テレワークの浸透により、都心近郊での居住から、ゆとりのある郊外で居住するなどの人の流れが生まれており、県西部も居住先の対象として注目されていることは認識しています。こうした潮流は本町にとっても好機であると捉えています。

2点目につきましては、中井町の豊かな自然を感じられるという点では境コミュニティーセンターのほうが中井町の特性を活かせるとも考えられますが、今回は居住環境などにより十分なテレワーク環境を確保できない住民の方の利用を考え、施設周辺の便益施設の状況等を優先してテレワーク環境の提供を始めたものです。今後のテレワーク環境の整備については、改善センターと井ノ口公民館のテレワーク環境の利用実績などを踏まえて総合的に判断してまいります。

3点目についてですが、庁内のテレワーク環境については、昨年度にセキュリティ上の理由から住民情報や税情報の取り扱いを除く業務が可能となるテレワーク環境を整備させていただきました。現在は、本格導入に向けた課題を整理し、改善に繋げるため、7月30日までを期間として試行運用を行っているところです。

人口増や活性化を鑑みたテレワーク環境の充実につきましては、移住を検討する際の要因の一つとして、勤務地から通勤可能な距離感とゆとりのある居住環境の両立が注目されておりますが、本町はこうした環境を実現できる強みを持ち合わせていると考えておりますので、他の優良事例の調査研究を行いながら、引き続き人口増や活性化につながる本町に適した取組を模索してまいります。

【問】5 脱炭素化社会の推進を	3番 多田 勲
<p>2020年10月菅総理は所信表明演説において、2050年に温室効果ガスの排出を、ゼロにし、脱炭素社会を目指すと言いました。国は、脱炭素化を成長戦略と位置づけて、取り組む事を表明しております。今後は、自治体の取り組みを応援しながら、具体的な進展をさせていく情勢になっていく事が予想されます。この潮流に呼応するように、全国の自治体では脱炭素社会に向けた議論や地球温暖化への取り組みは、ますます活発になってきました。中井町でも持続可能な未来実現のため、町が率先して脱炭素化社会に向けて行動し、町民や事業者等の地域が総ぐるみで英知を結集し、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロとなるよう、具体的な道筋を検討していく必要があることから、質問を致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、地球温暖化防止対策の進捗状況と課題は。 2、太陽光発電の固定価格買取期間終了後の支援は。 3、町民・事業者・団体と協働し、新たなプラットフォームを作り、再生エネルギーの拡大、省エネ促進を図る考えは。 4、ゼロカーボンシティを宣言し、地球温暖化防止を加速する考えは。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>人々の様々な活動の拡大に伴う、温室効果ガス排出量の増加が原因である地球温暖化によって、異常気象、生態系への影響、食料生産や健康などの人間への影響が、すでに現れており、今後、温暖化が進むと、さらに深刻な影響が及ぶと予測されています。</p> <p>こうした中、本町においては、「中井町環境基本計画」に基づき、町民・事業者・行政が共通認識のもと、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策等に取り組む必要があると感じております。</p> <p>1点目につきまして、地球温暖化対策実行計画にて、温室効果ガスの削減量を2030年度に2013年度対比26%を目標としており、現在この目標に向けて、住宅用太陽光発電設備設置費補助等の事業を軸に推進しているところです。この住宅用太陽光発電設備の目標設置数は300基となっており、2020年度末で172基の設置に対する補助を行っております。しかし、近年、申請件数が減少傾向を示しており、設置数が伸びていない状況でありますので、町民への周知など強化を図る必要があると感じております。</p> <p>2点目につきましては、太陽光発電固定買取期間終了後につきまして、設置者には3種類の選択肢があり、自宅で貯えて消費する選択をされた設置者に対して、蓄電池の設置に伴う費用の一部を補助する支援を行っております。現在の補助制度を継続しながら、更なる設置の促進を図っていきたいと考えております。</p> <p>3点目のご質問につきましては、協働によるエネルギー対策は有効と考えており、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画には町民・事業者・行政の役割りや活動内容が明記されておりますので、問題意識を高く持ち温暖化防止のために率先して実行に移していただけるよう、周知を行っていくとともに、町内企業団体等との連携も模索しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>4点目につきまして、ゼロカーボンシティは国の脱炭素社会を目指す動向に呼応し全国的な広がりを見せており、県内でも多数の自治体が宣言をしていることは承知しているところです。</p> <p>ゼロカーボンシティの宣言については、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロにする、具体的な施策等取り組み内容が重要となることから、近隣市町村の取り組み内容等を参考にし、本町に適した事業について調査研究しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	